

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション等）

外国人向け教育・研修分野での専門ノウハウを活かし、監理団体・受入企業・地域教育機関との協働により、新たな研修モデルと人材育成スキームを共同で開発します。

b. IT 実装支援

取引先に対して、業務効率化に資するオンライン会議、クラウドストレージ、サイバーセキュリティ対策の助言を行うとともに、外国人スタッフ向けの IT 研修コンテンツを共同開発します。

c. 専門人材マッチング

外国人材の職業紹介・研修受入において、地域の受入企業と連携し、スキルマッチングを支援します。

d. グリーン化の取組

研修施設の省エネ化、ペーパーレス化を推進するとともに、取引先企業に対しても脱炭素運営の取り組みを共有し、共同の省エネ施策導入を促進します。

e. 健康経営に関する取組

社員および取引先従業員向けの健康増進プログラム（メンタルヘルス講座・運動習慣改善プログラム）を共同で開催し、健康経営の普及に取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費や

エネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ・取引先に対し、価格転嫁の必要性と当社の交渉方針を積極的に発信し、サプライチェーン全体で適正価格が行き渡るよう支援します。
- ・サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及に取り組みます。
- ・約束手形の利用廃止に向けて、現金払いや電子記録債権への移行を進めます。

2025年11月30日

株式会社パレット 代表取締役 吉岡 政和

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。